三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

三井住友海上の自動車保険

安心のゴールキーパーでありたい。

GK

クルマの保険

2026年1月1日以降始期契約用

商品パンフレット

家庭用自動車総合保険

あなたのカーライフを、守る。

一人ひとりにぴったりの補償とサービスで、
万一の事故はもちろん、日常のちょっとしたトラブルまで、
お客さまのカーライフをサポートします。

GK 見守るクルマの保険 プレミアムドラレコ型

「GK 見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)」は、「GK クルマの保険」に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした自動車保険です。

MS&ADインシュアランス グループはサッカー日本代表を応援しています。

JAPAN NATIONAL TEAM MAJOR PARTNER

三井住友海上の自動車保険は、予期せぬ事故から身近な

お客さまのカーライフを広く

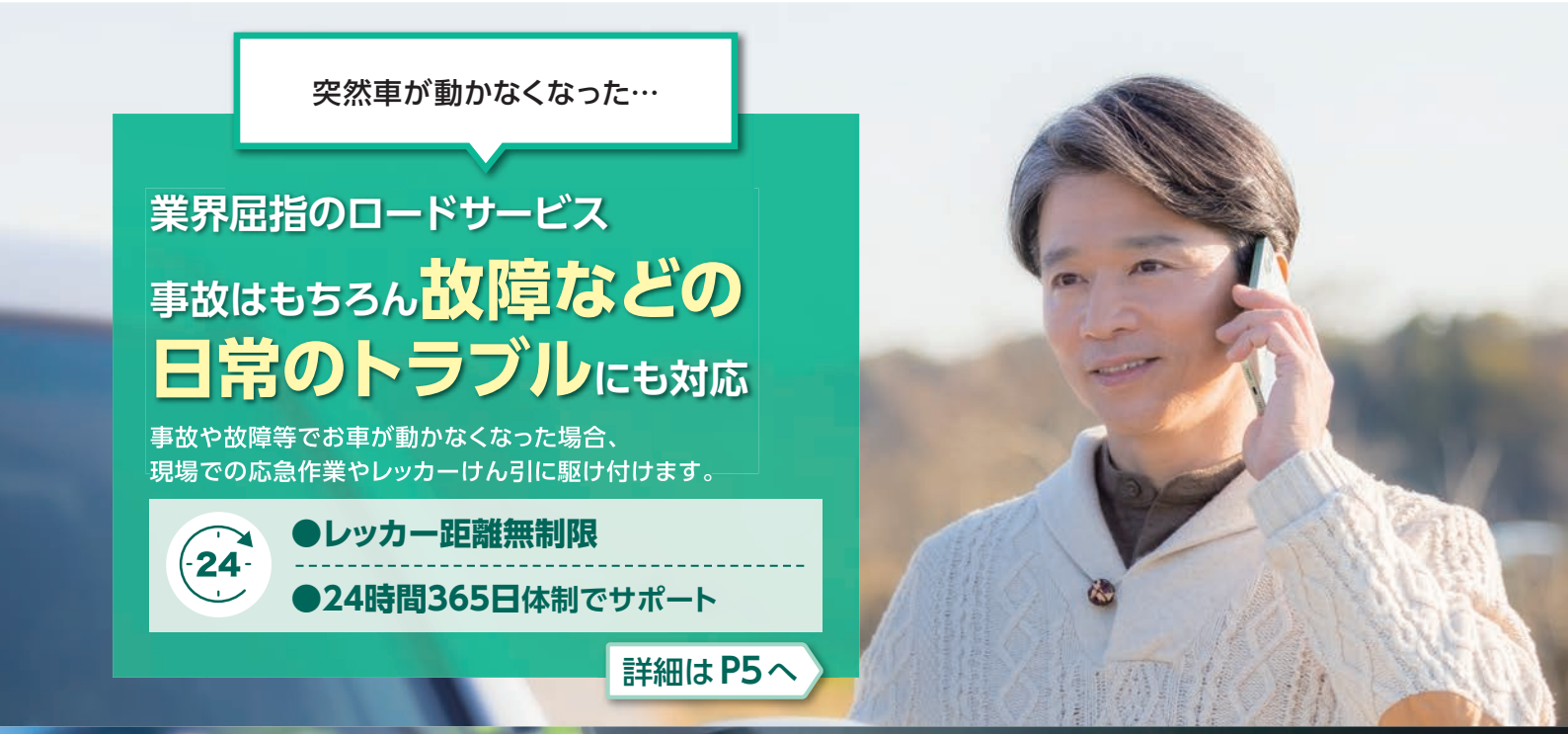

突然車が動かなくなった…

業界屈指のロードサービス

事故はもちろん故障などの日常のトラブルにも対応

事故や故障等でお車が動かなくなった場合、
現場での応急作業やレッカーけん引に駆け付けます。

- ●レッカー距離無制限
- ●24時間365日体制でサポート

詳細はP5へ

突然の事故で
気が動転したらどうしよう…

録画だけではない 見守るドライブレコーダー

「事故の未然防止」「もしもの時の緊急通報」等の機能を搭載した
ドライブレコーダーで安心をお届けします。

- ●駐車監視機能で盗難や当て逃げ被害も記録
- ●一定以上の衝撃(注3)で保険会社に自動通報(注4)

詳細はP8へ

パンフレットの構成

お申し込みまでの流れ

STEP 1 補償プランの選択

商品・サービスの全体像 P1～8

補償プランの概要
- ・補償の全体像 P9 ～10
- ・基本補償 P11～14
- ・オプションの特約 P15～18
- ・保険金をお支払いしない主な場合等 P19～20

基本補償をセットしない場合の留意点等 P21～22

「基本補償」の削減を検討される場合は必ずこのページをご確認ください。

(注1)ご契約者さまを対象とした当社事故対応全般に対するアンケート回答より、「満足」「ほぼ満足」の合計割合を「事故対応満足度」として算出しています。(2024年4月～2025年3月)
(注2)事故対応拠点数、事故対応スタッフ数は2025年4月時点の情報であり、当社内における合算値です。
(注3)「一定以上の衝撃」とは、一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃をいいます。また、通信状況等によっては、事故の場合でも自動通報されないときがあります。

トラブルまで、
サポートします。

三井住友海上は
国内損保シェアNo.1※の
MS&ADインシュアランス グループです

※正味収入保険料シェア(2024年度)各社公表数値および日本損害保険協会統計資料より当社調べ

納得のいく事故対応をしてもらえるのかな…

さまざまな領域の専門家と連携 あなたのための専任チームを結成

事故対応満足度 93.1%(注1)

各都道府県に事故対応拠点を配置。お客さま専任の事故対応スタッフが、顧問医や顧問弁護士と連携して事故対応を行います。

- ●国内180か所(注2)の事故対応拠点
- ●約8,190名(注2)の事故対応スタッフ

詳細はP7へ

補償内容ってどうやって決めればいいの？

お客さまのリスクやニーズにあわせて、保険のプロが最適な補償をご提案

お車の運転リスクへの備えはもちろん、お客さまのライフスタイルに応じた補償内容をご提案します。

- ●26,838店(注5)の代理店がサポート
- ●お客さまにぴったりの補償をご提案

詳細はP9へ

STEP 2 ご確認事項・用語のご説明

お申し込みの前にご確認いただきたいこと

・お客さま情報 P23
・等級別料率制度 P24
・割引制度 P25
・用語のご説明 P26

STEP 3 お申し込み

お申し込みプランが決まりましたら重要事項の説明を受けていただき、お手続きください。

『GK クルマの保険』は個人のお客さま向けの商品です。

詳細条件はP26へ

(注4)車種や車両の重量等の条件によっては、一定以上の衝撃として検知されない場合があります。
(注5)2025年3月末時点の代理店数です。

アイコンのご案内

ご契約者さま専用ページ

こちらのアイコンがあるサービスは、「ご契約者さま専用ページ」にログインいただくことで、当社公式サイト、またはLINEからご利用いただけます。詳細は裏表紙をご覧ください。

もしもの時のために、充実のサポート体制をご用意

ふだんの運転から事故発生後

基本補償

安心のゴールキーパーでありたい。

GK

クルマの保険

三井住友海上の自動車保険は
万一の事故時や故障時に
幅広くサポートします

さらに安心を＋プラスするなら

ドライブレコーダー付き
自動車保険

オプションの特約

見守るクルマの保険
プレミアムドラレコ型

業界最高水準(注1)の当社専用ドライブレコーダーで、事故時や運転時にも安心な機能・サービスをご提供します。

その他、機能の詳細については P8へ

ふだんの運転

事故

サポート例 ❶

事故に遭わないか不安・・・

事故を未然に防ぐための情報をお届け!

保険会社や代理店が、事故の多い場所や自然災害の発生状況等をお伝えします。

たとえば

雹(ひょう)災緊急アラート

ご契約者さま専用ページ

雹(ひょう)災の予報を通知し、被害回避のご支援をします

サポート例 ❷

夜だけど、保険会社に連絡つながるのかな…

事故対応もロードサービスも
24時間365日対応!

お客さまに代わって、相手の方への連絡や移動・帰宅方法をご案内し、当日中の初期対応で、スピーディーな解決へ導きます。

詳細はP5へ

サポート例 ❹

運転中、ヒヤリとした…

豊富なアラートで
安全運転をサポートします!

たとえば、前方衝突等の危険運転時にはアラートでお知らせします。

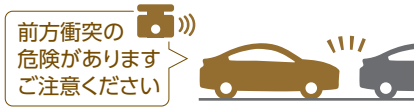

サポート例 ❺

気が動転して、どうし

自動でオペレータとつながるため、ご自身でご連絡いただく必要はありません!

専用ドライブレコーダーが一定以上の衝撃(注2)を検知すると、専用安否確認デスクに自動通報(注3)します。

(注1)「業界最高水準」とは、自動車保険業界において同様に提供されているドライブレコーダーの機能面と比較したものです。(2025年4月時点・当社調べ)
(注2)「一定以上の衝撃」とは、一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃をいいます。また、通信状況等によっては、事故の場合でも自動通報されないときがあります。

までお客さまに寄り添います。

サポート例❸

車が壊れて動かない どうしよう…

事故や故障の場合も
距離無制限でレッカーけん引!

ご指定のディーラー・整備工場等までレッカーけん引します。
電話やLINEからかんたんにロードサービス業者の手配をご依頼いただけます。

詳細はP5へ

事故の相手方と 話すのは不安…

お客さまに代わって
お相手と直接交渉!

事故で不安なお客さまを、事故対応スタッフがしっかりサポートします。

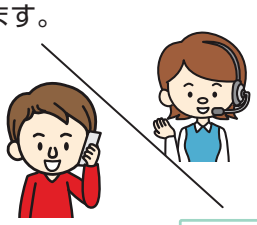

詳細はP7へ

事故対応の 進捗状況が気になる…

事故対応の状況を
いつでも確認可能!

スマートフォン等から、事故対応の経過から解決までをその都度ご確認いただけます。

詳細はP7へ

発生時

事故発生後

サポート例❻

たらよいかわからない…

事故緊急自動通報サービス

おケガはありませんか?
(専用安否確認デスク)

事故状況をうまく説明できない…

360°全方位撮影(注4)で
側方や後方の衝突も記録
できます!

撮影可能範囲のイメージ

独自のAI事故状況説明システムで事故状況を分析。**事故状況をご説明いただくご負担を軽減**することができます!

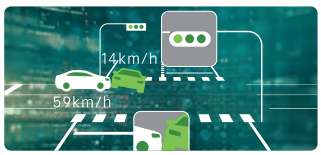

(注3)車種や車両の重量等の条件によっては、一定以上の衝撃として検知されない場合があります。
(注4)フロントカメラ撮影範囲は175°、インカメラ撮影範囲は187°です。車両の構造等によっては、側方・後方に死角が生じる場合があります。また後方車両のナンバープレートまでは撮影できない場合があります。

専用ダイヤル おクルマQQ隊

24時間365日、どこでも安心
充実のロードサービスで事故はもちろん、日常

ロードサービスは原則すべてのご契約でご利用いただけます。ロードサービスのみのご利用であれば、等級は下がりません。

※おクルマQQ隊は「ロードサービス費用特約」をセットした契約の場合にご提供します。
対人賠償保険のみをご契約いただく場合、「ロードサービス費用特約」は自動的にはセットされませんが、任意でセットしていただけます。

事故や故障で車が動かない…

お車の運搬から修理後の引き取りまで一貫してサポート

1 トラブル発生

突然車が故障!
車が動かない…

**ディーラー・整備工場等がお客さま
ご指定の修理工場へお車を搬送**

合理的な経路・方法によりレッカーけん引を行うための費用等を補償します。ただし、必要かつ妥当な金額に限ります。

**距離無制限で
レッカーけん引**

※最短経路でレッカーけん引を行うための費用に限ります。寄り道等により発生した費用は原則補償対象外となります。

2 お車のレッカー後

帰りたいけど車がない…

交通機関を使って帰宅

**ご自宅・出発地まで
タクシーや新幹線・
電車等で移動**

**同乗者全員分の
移動費用を補償**
(おひとり様2万円を限度)

今日はもう帰れない…

**近くの
ホテルで宿泊**

**同乗者全員分の
宿泊費用を補償**
(おひとり様1.5万円を限度)

※必要に応じて移動に必要な公共交通機関、タクシー会社や近隣の宿泊施設をご案内します。

3 修理完了

修理が終わったと
連絡がきたけど…

**お車を引き取るために
電車等で移動**

修理後にご自身でお引き取りになる際の交通費も補償します。

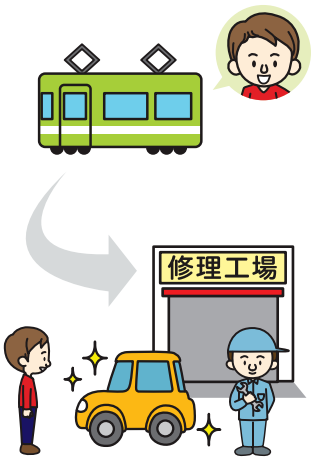

15万円を限度に補償

ご契約のお車の積荷を代行配送する業者をご紹介するサービスもあります。

※紹介後の業者との連絡・手続等はお客さまご自身でご対応いただく必要があります。※沖縄、離島等、本サービスが提供できない地域があります。

専用ダイヤル おクルマQQ隊 にはスマホを活用した安心・便利なサービスがあります。

ロードサービス業者の位置情報や到着予想時刻をお知らせします

おクルマQQ隊では、お車の故障時等に応急作業やレッカーけん引を行う場合に、ロードサービスを提供する業者の位置情報や到着予想時刻を、お客さまにSMSにてお知らせします。また、スムーズな対応のため、業者からお客さまへ、トラブル発生場所の位置情報や事故状況の写真をお送りいただくようお願いする場合があります。

業者が到着するまでの不安を軽減します

のトラブルまで対応します。

想定外の車のトラブル!どうしよう…

日常のちょっとした車の「困った」にも対応

ライトのつけっぱなしや、エアコンの
使いすぎでバッテリーが上がってしまった…

バッテリー上がり時のジャンピング
回数無制限

ガソリンが切れたけど、
近くにガソリンスタンドがない…

ガス欠時のガソリン補給
(10リットルまで)
1回限り(注1)

電気自動車等の電欠時における給電業者駆け付け費用(注2)
回数無制限
電欠1回につき5万円限度(注3)

鍵を車内に忘れてしまい
ドアを開けられない…

キー閉じ込み時のドアの開錠
回数無制限

釘やネジなどの異物を踏んでしまって
タイヤがパンクしてしまった…

パンク時のスペアタイヤ交換作業
回数無制限

他にも 現場で30分以内に完了する
応急修理・軽作業にも対応します!

全国各地に拠点があるから、遠方や旅先でのトラブルも安心

ロードサービス国内拠点
〈2025年4月時点〉 約3,900か所

JAF会員向けメリット

お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。ただし、お客さまがJAF会員の場合でも、本サービスをご提供するのは現場での応急修理・軽作業に限ります。

右記の場合にはロードサービスをご利用いただけないことがあります

- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供が困難と判断した場合
- 「専用ダイヤル」への入電が一時的に集中したことにより通話ができない場合
- 手配できる事業者がいない場合　等

ご利用の前にご確認ください

ロードサービスをご利用いただく際は、必ず以下の「専用ダイヤル」または「LINE」へ事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合、サービスをご利用いただけません。(注4)

TEL おクルマ QQ隊 0120-096-991 (無料)

LINE LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで、簡単にロードサービスを依頼できます。(注5)

(注1)保険期間中1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につき1回)のご利用に限ります。また、ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所でのガス欠の場合、燃料代はお客さまの自己負担となります。
(注2)電欠(電気自動車またはプラグインハイブリッド車の電池切れ)となった場合で、給電駆け付け業者を手配したときの費用をお支払いします。給電駆け付け業者は、お客さまご自身で事業者をご手配いただく必要があります。
(注3)充電にかかる電気料金はお客さまの自己負担となります。
(注4)おクルマQQ隊をご利用せずにご自身でレッカーを手配した場合等は、15万円を限度に「ロードサービス費用特約」で補償します。車両保険をセットされている場合は、「車両保険金額の10%または15万円」のいずれか高い額が限度となります。
(注5)個人情報にあたる「氏名」「電話番号」は当社が用意する専用の画面にて当社が直接取得し、LINEを経由しない(保存されない)仕組みとしています。

事故解決のエキスパートによる安心のサポート体制で

解決までご支援します。

慣れない事故の対応、どうすればよいだろう…

「お客さま専任チーム」を結成して対応

万一の事故の際、「損害サポート担当者」が窓口となり、顧問医・顧問弁護士などの各種専門家と「お客さま専任チーム」を結成。お客さまに代わって事故の相手方との示談交渉や、事故の早期解決を実現します。

代理店

お客さま

お客さま専任チーム

顧問医・顧問弁護士など、専門家と一丸となり、高品質な事故解決サービスをご提供します。

事故のお相手

お客さまに代わって
各種手配や
示談交渉を行います

損害サポート担当者

車両鑑定専門員

「お車の損傷状態」から支払保険金を査定。工学的な観点から事故の早期解決をサポートします。

医療専門員

「治療内容」や「ケガの状態」に基づき医学的な観点から、納得感のある解決をサポートします。

顧問医

顧問医より高度な医学的所見を得ることで、適正な賠償・補償となるように対応します。

顧問弁護士

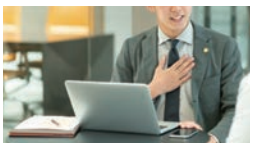

高度な法的知見が必要な場合、顧問弁護士から見解を得ることで、適正な賠償となるように対応します。

他にも

「Ai's」AI事故状況説明システム

専用ドライブレコーダーをセットしている場合、映像や位置情報をもとに、文章や図で事故状況を分析・レポートします。データに裏付けられた的確な分析が迅速な事故解決に役立ちます。

説明動画は
こちらから

さらに

**お手持ちのスマホで24時間365日、
いつでも事故対応状況のご確認やお手続きをしていただけます**

ご契約者さま専用ページ

画像送信

STEP 1 STEP 2 STEP 3 進捗確認

必要書類の提出

プレドラは運転中・駐車中・事故時などの

さまざまなシーンで あなたとクルマを見守ります。

見守るクルマの保険
プレミアム ドラレコ型
(略称:プレドラ)

プレドラをセットすることで保険料が割引に!
適用条件の詳細はP25へ

「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットしていただいた場合にご利用いただけます。

気が動転してどこに連絡すればいいのかわからない!

プレドラなら録画はもちろん事故の初期対応まで任せられる

ケース1 事故直後で気が動転して冷静な判断ができない…

自動通報(注1)で事故直後の対応から保険会社に任せられるので安心

❶衝撃を検知して自動通報(注1)
一定以上の衝撃(注2)を検知し、専用安否確認デスクに自動通報(注1)します

❷ おケガの確認など
オペレータが事故の初期対応をアドバイスします

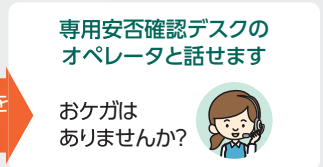

❸ 必要各所へ連絡
位置情報をもとに必要各所におつなぎします(注3)

自動通報の他にも 緊急通報ボタンを押せばいつでも専用安否確認デスクと通話可能です。

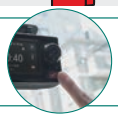

(注1)車種や車両の重量等の条件によっては、一定以上の衝撃として検知されない場合があります。
(注2)「一定以上の衝撃」とは、一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃をいいます。また、通信状況等によっては、事故の場合でも自動通報されないときがあります。
(注3)「専用安否確認デスク」による警察・救急車の出動要請は、お客さまご自身での110番・119番通報が困難であることの確認が取れた場合等に限ります。

ケース2 相手方と主張に食い違いがあり事故解決が進まない…

360°全方位撮影(注)できるから証拠を残せて安心

相手方
一時停止していたから、コチラに非はない

お客さま
相手の方も、動いていたと思うんだけど…

映像を確認し、お相手が一時停止していないことがわかりました

安心して任せられる

映像データで納得感のある事故対応に!
- 高画質な前後広角カメラ
- カメラ本体を外して車外からも撮影可能

その他の活用シーンはこちらから

(注)フロントカメラ撮影範囲は175°、インカメラ撮影範囲は187°です。車両の構造等によっては、側方・後方に死角が生じる場合があります。また後方車両のナンバープレートまでは撮影できない場合があります。

故障した場合でも、無償で交換できるので安心! 専用サポートデスク **0120-306-169**
専用サポートデスクにご連絡いただくことで専用ドライブレコーダーを無償交換いたします。
※専用ドライブレコーダーは貸与品です。「見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)」の解約時には返却が必要となります。紛失・破損時には専用サポートデスクへご連絡ください。

『見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)』は、DX valueシリーズの対象商品です。

DX value シリーズ とは 「補償」に加え、保険が持つ新たな価値として、事故・災害に対し、"未然に防ぐ"、"影響を減らし回復を支援する"機能を持つサービス一体型商品の総称です。DX valueシリーズの提供を通じて、"安心・安全な社会の実現"に貢献していきます。

基本補償 と オプションの特約 から、あなたに

お車の運転に伴う基本的なリスクに対応できる 基本補償

相手への賠償リスク

補償内容の説明は P11 へ

相手のケガやモノに対する賠償による損害を「無制限」で補償!

対人賠償保険

対物賠償保険

自動セット
- 対物超過修理費用特約
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約
- 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

おケガのリスク

補償内容の説明は P12 へ

ご自身や同乗者のおケガによる損害を最大「無制限」で補償!

人身傷害保険

自動セット
- 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

お車のリスク

補償内容の説明は P13 へ

お車が壊れた際のさまざまな費用を補償!

車両保険

レンタカー費用特約

自動セット
- ロードサービス費用特約
- 車両保険無過失事故特約
- 全損時諸費用特約

その他のリスク

補償内容の説明は P14 へ

その他のお車の運転に伴うリスクを補償!

弁護士費用（自動車事故型）特約

自動セット
- 他車運転特約
- 臨時代替自動車特約

・リスクに対して十分に備えるため、基本補償をすべてセットいただくことを推奨しますが、ご希望の補償をご選択いただくことも可能です。
ご選択いただくにあたり、基本補償をセットしない場合の留意点はP21でご案内しています。
・自動セットと記載されている特約は、ご契約時のお申出にかかわらずご契約条件に応じて自動的にセットされます（セット条件の詳細はP11～14）。

最適な補償プランをお選びいただけます。

お客さまのリスク・ニーズに応じて選べる オプションの特約

お車の運転に伴うリスクにさらに手厚く備える

補償内容の説明はP15へ

おケガのリスクに手厚く備えたい方へ

◇傷害一時金(1万円・10万円)特約
◇傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約

◇搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

お車のリスクに手厚く備えたい方へ

◇新車特約
◇車両全損時復旧費用特約
◇車両全損(70%)特約

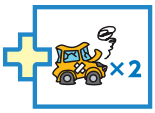

◇全損時諸費用倍額払特約

◇地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

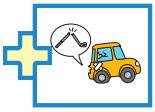

◇車内手荷物等特約

駐車、運転、事故の場面で頼れる機能・サービスをご提供

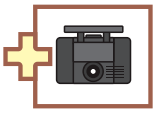

◇ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約

見守るクルマの保険
プレミアムドラレコ型

こちらの特約をセットすることで専用ドライブレコーダーがお客さまのお手元に届きます。機能の詳細はP8へ

日常生活に伴うリスクに備える

補償内容の説明はP17へ

お車運転中以外のおケガのリスクに備えたい方へ

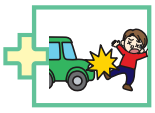

◇自動車事故特約

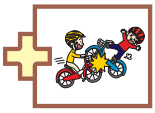

◇自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

自動車事故以外の日常生活でのトラブルにも備えたい方へ

◇日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約

◇弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

原動機付自転車に乗るご家族がいる方へ

◇ファミリーバイク(人身傷害型)特約
◇ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

お車の運転に伴う基本的なリスクに備えるための

相手への賠償の補償

詳細はP19へ

こんなリスクに備えて

アクセルとブレーキを踏み間違いクリーニング店に衝突してしまった。店内にいたクリーニング店パート従業員2名を負傷させた。

●損害の種類と損害の額

人への損害		物への損害	損害額の合計
・治療費等　320万円 ・逸失利益4,528万円 ・慰謝料　1,326万円	＋	・店舗修理費用4,440万円 ・営業損害等の間接損害 500万円	1億1,114万円

相手のケガやモノに対する賠償による損害を「無制限」で補償します!

対人賠償保険

相手の方にケガをさせてしまった場合に、お相手の**治療費や慰謝料、働けない間の収入**などを、保険金額「無制限」で補償します。

対物賠償保険

相手の方の車や店舗に衝突し損害を与えた場合に、**修理費や、修理期間中の休業損害**などを、保険金額「無制限」で補償します。

さらに

対人賠償保険・対物賠償保険に**自動セット**される特約で、
さらに幅広いケースも補償できます!

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約
心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

お車への不正アクセスや運転中の心神喪失等、**運転手本人が賠償責任を負わない事故**の場合でも、**相手方に保険金をお支払いすることができます**。そのため、相手方とのトラブルを避けることができ、お客さまの負担が軽減されます。

対物超過修理費用特約

対物賠償保険だけでは補償されない、**損害賠償責任の額を超える修理費を補償できる**ので、円満解決につながります。

備えを考えるポイント

どうして保険金額「無制限」とする必要があるの?

相手への賠償金がどの程度になるかは予測できないため「無制限」とする必要があります。
当社の対人賠償保険、対物賠償保険は、「無制限」で補償しますので安心です。

実際の高額賠償事例

事例1　歩行者(眼科開業医・男性41才)がタクシーにひかれ死亡した

損害額 **5億2,853万円**

(2011年11月1日横浜地裁判決)

事例2　普通貨物車が大型トレーラーに追突して積載品等を損壊した

損害額 **1億1,798万円**

(2011年12月7日大阪地裁判決)

基本補償

自動車保険の 基本補償 は、4種類の補償で構成されています。

相手への賠償の補償 | おケガの補償 | お車の補償 | その他の補償

おケガの補償

詳細はP19へ

こんなリスクに備えて

妻と子供が2人いる38才の男性(年収600万円)が運転中にわき見をしてガードレールに衝突し、20日間の入院後に死亡した。

●損害の種類と損害の額

- ・治療費等 100万円
- ・精神的損害 2,017万円
- ・休業損害 33万円
- ・逸失利益 8,059万円
- ・葬儀費 100万円

損害額の合計 **1億309万円**

ご自身や同乗者の方のおケガによる損害を最大「無制限」で補償します!

人身傷害保険

ご自身や同乗者の方がケガをされた場合に、治療費や働けない間の収入、精神的損害などを最大「無制限」で補償します。
また、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

保険金額は1,000万円単位の金額で2,000万円以上で設定していただけます。
2億円超での設定をご希望の場合、一律「無制限」での設定となります。

さらに 人身傷害保険に 自動セット される特約で、さらに幅広いケースも補償できます!

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

入院時人身傷害諸費用

事故により入院された場合に必要なさまざまな費用を補償し、急な出費や予想外の事態に備えることができます。
※被保険者1名につき、以下それぞれの費用を合計して200万円を限度としてお支払いします。

家事・介護・育児やペットの世話も安心です

●ホームヘルパー雇入費用
●介護ヘルパー雇入費用
1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い

●ベビーシッター雇入費用
●保育施設預け入れ費用
合計して1日あたり2万円を限度にお支払い

●ペットシッター雇入費用
●ペット専用施設預け入れ費用
合計して1日あたり2万円を限度にお支払い

個室で治療に専念できます

●差額ベッド費用
1日あたり2万円を限度にお支払い

別の病院へ転院するための交通費等を受け取れます

●転院移送費用
転院1回分かつ100万円を限度にお支払い

後遺障害時人身傷害諸費用

事故により重い障害が発生してしまった場合に、以下の費用もお支払いします。

リハビリ費用が高額になる場合も安心です

●リハビリテーション訓練等費用
被保険者1名につき120万円をお支払い

福祉車両や電動車いす等を購入できます

●福祉機器等取得費用
被保険者1名につき500万円を限度にお支払い

ご自宅をバリアフリーに改造できます

●住宅改造費用
被保険者1名につき500万円を限度にお支払い

備えを考えるポイント

保険金額はいくらで設定したらいいの?

人身傷害保険は治療費だけでなく、働けなくなってしまった期間の休業補償から死亡または後遺障害を負ってしまった場合の将来にわたる逸失利益まで幅広く補償します。必要な補償金額は、おケガの内容や年令、収入の状況によって異なるため、**どなたが乗られても安心の「無制限」がおすすめです。**
下表に事故で死亡された場合の損害額のイメージを記載していますので、保険金額を設定される際の目安として参考にしてください。

死亡時の損害額(扶養家族あり)イメージ(当社基準により算出)	25才	35才	45才	55才	60才
	1億円	1億円	9,000万円	7,000万円	6,000万円

※死亡時の損害額(当社基準により算出)の詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。

お車の運転に伴う基本的なリスクに備えるための

お車の補償

詳細はP20へ

こんなリスクに備えて

旅行先で電柱に衝突してしまった。
自宅付近の修理工場までレッカーし、
修理期間中はレンタカーを借りた。

●損害の種類と損害の額

- ・修理代 ……80万円
- ・レンタカー代(日額1万円×20日) …… 20万円
- ・レッカー代 ……20万円

損害額の合計
120万円

お車が壊れた際のさまざまな費用を補償します!

車両保険

お車が壊れてしまった場合の修理費等を補償します。

「地震・噴火・津波」による損害は、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットしていただくことで補償されます。

対象事故を限定することで保険料のご負担を抑えることができる車両保険「10補償限定」特約もご用意しています。詳細はP21へ

車両保険(一般補償)で補償される事故の例						
	①ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触(注2)	②自転車等の対象乗用具(注3)との衝突・接触	③歩行者・動物(注4)との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故(注5)	⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触	⑫墜落・転覆

(注1)ご契約のお車以外の自動車には、「『登録番号等』および『運転者または所有者』が確認できない自動車ならびにご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。
(注2)自動車によるあて逃げは「①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触」に含みます。
(注3)対象乗用具とは、電車、自転車、原動機を用いないキックボード等をいいます。
(注4)崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。
(注5)塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑫に該当する事故を除きます。

レンタカー費用特約

事故でお車が使用できなくなった場合や、故障やバッテリー上がり等の走行障害等により走行不能となった場合に、

1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用をお支払いします。

保険金日額は5,000円～20,000円の範囲で1,000円単位で設定していただけます。
7,000円を基準に、ご契約のお車にあわせて設定していただくことがおすすめです。

保険金をお支払いする日数の限度	事故		故障・走行障害等(注)
	「新車特約」または「車両全損時復旧費用特約」を適用してお車を買い替え	左記以外	
	90日間限度	30日間限度	15日間限度

(注)故障・走行障害等の場合は、走行不能時のみレンタカー費用をお支払いします。

さらに

車両保険に自動セットされる特約で、さらに幅広いケースも補償できます!

車両保険無過失事故特約

一方的に追突されたようなお客さまに過失がない場合で、事故の相手方が無保険であっても、**等級を下げることなく、ご自身の車両保険を使用してお車の修理**ができます。

全損時諸費用特約(注)

全損となった場合は、**お車の買替費用等にかかる一時金もお支払いできる**ので、予想外の出費にも備えることができます。

(注)「リースカー車両費用特約」をセットされる場合は、本特約をセットしていただくことはできません。

さらに、原則すべてのご契約にロードサービス費用特約がセットされ、充実のロードサービスがご利用いただけます。詳細はP5へ

その他の補償

詳細はP20へ

こんなリスクに備えて

自転車に乗っている際に自動車と事故に遭い、ケガをしたため、相手の方との交渉を弁護士に依頼した。

●損害の種類と損害の額

・着手金 …… 37万円
・報酬金 …… 75万円

損害額の合計 **112万円**

相手との交渉を弁護士に相談・委任できます!

弁護士費用(自動車事故型)特約

自動車事故の際に、**相手への賠償請求の交渉を弁護士に依頼**する場合や、**弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う**場合に、保険金をお支払いします。

法律相談費用保険金	10万円限度	弁護士・損害賠償請求等費用保険金	300万円限度

さらに

すべてのご契約に 自動セット される特約で、さらに幅広いケースも補償できます!

他車運転特約／臨時代替自動車特約

友人の車を借りて運転する／修理中にレンタカー会社から借りた代車を運転する等、**他人から借りたお車を運転する場合の事故でも補償される**ので、安心です。

備えを考えるポイント

運転に自信があれば、車の補償はなくてもいい?

安全運転を心掛けていても、思わぬもらい事故や自然災害によって車に損害を受けることがあります。防ぎきれない事故に備えて車両保険があると安心です。

もらい事故でも過失が認められて、修理費の自己負担が必要なケースも。

運転中のもらい事故における過失判定がされるケース(=車両損害あり)

基本的な過失割合は 自分20:相手80

※過失割合とは、事故における責任の割合をいいます。割合は事故状況により上記と異なる場合があります。

備えを考えるポイント

示談交渉は保険会社が対応してくれるので弁護士の備えは要らないのでは?

お客さまに過失が全くない事故の場合、弁護士法に基づき保険会社は示談交渉を引き受けることができません(注)。相手との交渉のために、弁護士費用も備えておくと安心です。

お客さまに過失がない場合	
弁護士費用(自動車事故型)特約**あり**	お相手 ⇔ 弁護士 お客さま　弁護士に任せられる!
弁護士費用(自動車事故型)特約**なし**	お相手 ⇔ お客さま　示談交渉サービスがご利用いただけず、ご自身での交渉または弁護士への委任が必要です。

(注)その他示談交渉をお引き受けできないケースは以下の通りです。
●ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
●正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 等

お車の運転に伴うリスクにさらに手厚く備える

入院や通院で突発的にかかる費用にも備えられる!

傷害一時金(1万円・10万円)特約

セット条件　人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。

人身傷害保険で保険金をお支払いする事故によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に治療を要し、入院または通院された場合に、傷害一時金をお支払いします。入院または通院された実治療日数の合計が1日以上5日未満であれば1万円、5日以上であれば10万円をお支払いします。

より手厚く備えるなら

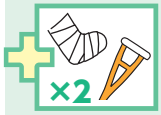

傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

備えを考えるポイント

●ケガをされると予想外の費用がかかります

入院時の日用品の購入費用や、ケガをして自炊ができなくなった場合の外食費用などの想定外の出費にも備えることができます。

●人身傷害保険の保険金とは別に、実治療日数に応じて保険金をお支払いします

入院または通院が長引いても、実治療日数の合計が5日以上であれば治療中でも保険金を受け取ることができ、当座の費用に充てられます。

大きなケガにより、死亡または後遺障害を負った場合に一時金が受け取れる!

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

セット条件　すべてのご契約にセットしていただけます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に万一死亡された場合や後遺障害が発生した場合にそれぞれ死亡保険金、後遺障害保険金をお支払いします。

車両保険だけではお車の買替や修理の費用が足りないケースでも保険金を受け取れる!

Ⓐ新車特約／Ⓑ車両全損時復旧費用特約

セット条件　Ⓐ車両保険付き契約にセットしていただけます。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上となるときに限ります。

Ⓑ車両保険付き契約にセットしていただけます。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超え、かつ車両保険金額が新車保険価額の50%未満となるときに限ります。

ご契約のお車が事故で大きな損害を受けた場合に、以下の金額を限度に車両保険金をお支払いします。

※1 新車特約の場合、ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品のみの損傷の場合を除きます。
※2 ご契約のお車が盗難された場合を除きます。

Ⓐ新車特約

新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

Ⓑ車両全損時復旧費用特約

全損となった場合に以下の額を限度に車両保険金をお支払いします。

車両保険金額が100万円未満の場合	車両保険金額が100万円以上の場合
車両保険金額の2倍に相当する額	車両保険金額に100万円を加えた額

補償イメージ例　購入時の金額が300万円(車両本体価格+付属品の価格+消費税)の自動車の場合

車両保険だけでは、お車購入後2年目以降の減価償却部分は補償されませんので、補償を充実させるために特約のセットをおすすめします。

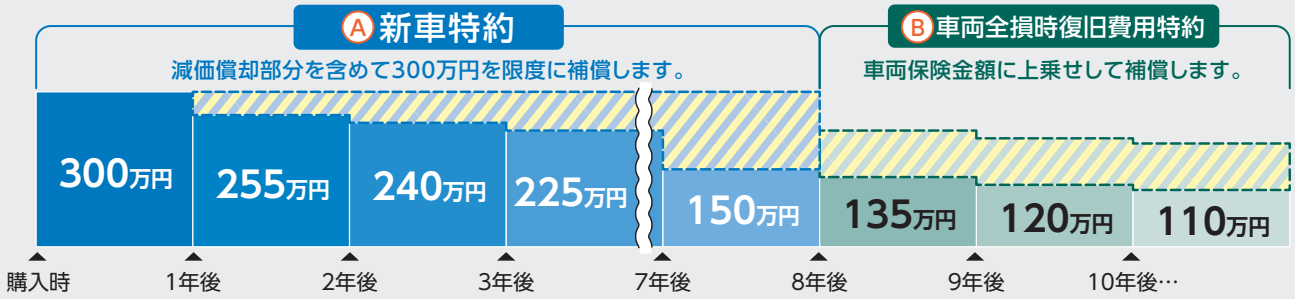

備えを考えるポイント

●お乗りのお車と同等の車に買い替える、または修理するために必要な補償です

基本補償では車両保険金額を限度に補償するため、お乗りのお車と同等の車に買い替える、または修理する場合、保険金額を超える費用は自己負担となります。

オプションの特約

補償・特約の詳細は『<パンフレット別冊>
主な補償・特約のご説明』をご確認ください!

全損でなくても車の損害が大きい場合は車両保険金を満額受け取れる!

車両全損(70%)特約

セット条件　車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットしていただけます。

ご契約のお車が事故で車両保険金額の70%以上の損害を受けた場合に、全損とみなして車両保険金を満額お支払いします。ただし、ご契約のお車の所有権を当社が取得することにお客さまが同意された場合に限ります。

廃車や買替の費用が高額になった場合でも、諸費用にかかる一時金が受け取れる!

全損時諸費用倍額払特約

セット条件　車両保険付き契約にセットしていただけます。
ただし、「リースカー車両費用特約」をセットされる場合は本特約をセットしていただくことはできません。

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。

※全損時諸費用特約の詳細はP20をご確認ください。

車両保険では補償されない、地震等による損害にも備えられる!

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

セット条件　車両保険(一般補償)付き契約にセットしていただけます。

「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となった場合に50万円をお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

備えを考えるポイント

- 災害発生後、すぐにお車が必要となった場合にも備えられます
  代替車両の確保が必要となる場合でもすぐに一時金を受け取ることができ、中古車等購入の頭金や当座の交通費に充てることができるので安心です。

車両保険では補償されない、手荷物の損害についての保険金も受け取れる!

車内手荷物等特約

セット条件　車両保険付き契約にセットしていただけます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車の車室内やトランク内に収容等されている個人が所有する動産に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。

補償対象となる主な手荷物	補償対象とならない主な手荷物
●ゴルフセット ●キャンプ用品 ●楽器 ●スポーツ用品 ●釣り用具	●携帯電話 ●眼鏡 ●ウェアラブル端末 ●ラジコン、ドローン ●現金 ●パソコン

備えを考えるポイント

- 趣味の活動等でお車にお手荷物を積んでいる方におすすめです
  車両保険だけでは、トランクに積んであるお手荷物まで補償されません。車両保険とあわせてセットすることで、お客さまの大切なお手荷物をお守りします。また、車上荒らしに遭ってしまった場合も補償します。
- ご家族やご友人のお手荷物も補償します
  手荷物の持ち主は問わないため、ご家族やご友人の大切なお手荷物に損害が発生した場合も補償します。

事故の未然防止を含め、発生時から解決に至るまでをサポート!

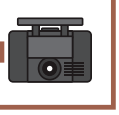

ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約

セット条件　すべてのご契約にセットしていただけます。

GK 見守るクルマの保険 プレミアムドラレコ型

万一事故が発生し、ご契約のお車に取り付けた専用ドライブレコーダーが衝撃を検知した場合、その情報を当社が受信します。その後、当社から発信した電話連絡等に応じることで事故の通知が行われたものとみなします。

詳細はP8へ

日常生活に伴うリスクに備える オプションの特約

お車の外にいる間の自動車事故にも備えられる!

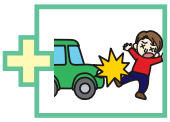

自動車事故特約

セット条件 人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故(注1)によりケガをして、死亡された場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院された場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

○:お支払いします ×:お支払いしません

主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	友人の自動車(注2)に搭乗中の事故でケガをした	歩行中や自転車走行中に自動車にはねられた
基本補償 人身傷害保険	○	×(注3)	×
自動車事故特約をセット	○	○	○

備えを考えるポイント

●全国では約9台に1台(注4)の自動車が無保険のため、ご自身でおケガのリスクに備えることをおすすめします

事故相手が自動車保険に入っていない場合は十分な賠償金を受け取れない可能性がありますので、備えが必要です。

(注1)ご契約のお車に搭乗中等以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等を含む)をいいます。
(注2)記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。
(注3)「他車運転特約」等で補償される場合があります。
(注4)損害保険料率算出機構「2024年度　自動車保険の概況」より算出しています。

お車以外の乗り物に乗っているときのケガにも備えられる!

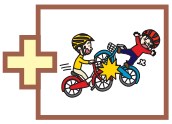

自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

セット条件 すべてのご契約にセットしていただけます。

ご自身やご家族が自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーに搭乗中の事故等(注1)によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に万一死亡された場合、後遺障害が発生した場合、重い障害によって介護が必要となった場合、または入院された場合に傷害定額払保険金をお支払いします。(注2)

補償対象となる乗用具	●自転車	●車いす	●ベビーカー	●シニアカー	※遊戯用として使用される場合は補償対象にはなりません。
補償対象とならない主な乗用具	●自動車　●シルバーカー ●幼児用キックバイク など		その他、上記「補償対象となる乗用具」に記載のない交通乗用具(電車・航空機・船舶・エスカレーター・幼児用三輪車等)		

傷害定額払保険金額は、300万円/500万円/1,000万円/2,000万円/3,000万円のいずれかの金額からお選びください。

お支払いする保険金の種類		お支払いする保険金の額
傷害定額払保険金	死亡保険金	傷害定額払保険金額の全額
	後遺障害保険金	傷害定額払保険金額×後遺障害等級に応じた保険金支払割合(4%～100%)
	重度後遺障害特別保険金	傷害定額払保険金額×10%(100万円限度)
	重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金×50%(500万円限度)
	入院保険金	入院日数1日以上5日未満:1万円 入院日数5日以上:部位・症状に応じて(注3)10万円/30万円/50万円/100万円
【参考】通院日数に応じた保険金		対象外

(注1)歩行中に自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーに衝突した事故等を含みます。
(注2)通院日数に応じてお支払いする保険金はありません。
(注3)入院保険金における部位・症状ごとの保険金の額は『〈パンフレット別冊〉主な補償・特約のご説明』をご参照ください。

補償・特約の詳細は『<パンフレット別冊>
主な補償・特約のご説明』をご確認ください!

日常生活で他人に損害を与えてしまった場合にも備えられる!

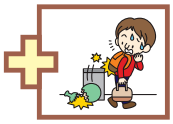

日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約

セット条件 すべてのご契約にセットしていただけます。

日本国内・日本国外における日常生活での偶然な事故(注1)やご自宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせてしまったこと、他人のモノを壊してしまったこと、または誤って線路へ立入り電車等を運行不能にさせてしまったこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、日常生活賠償保険金をお支払いします。

示談交渉サービスは日本国内で発生した事故のみ対象です。

事故の発生場所	保険金額	電車等運行不能賠償補償
日本国内	無制限(注2)	あり
日本国外	3億円(注2)	なし

高額賠償例	自転車に乗った少年と歩行中の女性が正面衝突した	キャッチボールをしていたら、他人にボールが当たり死亡させてしまった
賠償額	少年の親権者に賠償義務 **約9,500万円** (神戸地裁2013年7月4日判決)	**約6,000万円** (仙台地裁2005年2月17日判決)

(注1)自転車で歩行者に衝突してしまった場合等の自転車事故を含みます。ただし、電動キックボード等を運転中の事故を除きます。電動キックボード等を運転中の事故は、『自動車保険・一般用』<一般自動車総合保険>をご契約いただくことで、補償の対象となります。
(注2)他人から預かったモノを壊したり、紛失したり、盗まれたりした場合は、1個または1組あたり100万円を限度に保険金をお支払いします。

日常生活での被害事故にも備えられる!

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

セット条件 すべてのご契約にセットしていただけます。

自動車事故の場合に加えて、日常生活での事故により、相手へ賠償請求を行う交渉を弁護士に依頼する場合も、300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。また、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

○:お支払いします ×:お支払いしません

主な事故例	自動車に追突されケガをした(注)	自動車事故以外の事故に遭いケガをした
基本補償 弁護士費用(自動車事故型)特約	○	×
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約をセット	○	○

備えを考えるポイント

●こんなケースも弁護士に依頼できるので安心です
公園で子どもがケガをさせられた場合で、相手へ賠償請求したいときも依頼できます。

●自転車は特に無保険である割合が高いです
自転車は無保険である場合が多く、自転車事故に遭った際に適切な賠償を受けられない可能性があります。本特約を利用して弁護士に委任すれば、適切な賠償を受けられる可能性が高まります。

(注)ご契約のお車等で事故に遭い、過失がないにもかかわらず相手の方から訴えられた場合に対応するための費用も補償します。

原付で事故を起こしてしまった場合も備えられる!

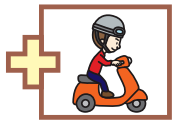

ファミリーバイク特約(Ⓐ人身傷害型/Ⓑ自損・無保険車傷害型)

セット条件 Ⓐ対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。
Ⓑ対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険(または自損傷害特約・無保険車傷害特約)付き契約にセットしていただけます。

ご自身およびご家族が原動機付自転車を運転していて事故に遭った場合に、相手への賠償やご自身のおケガについて補償します。また、ご家族が所有する原動機付自転車だけでなく、友人・知人等から臨時で借りた原動機付自転車を運転中等の場合も補償します。

適用される補償	相手への賠償		おケガの補償		
	おケガの賠償	モノの賠償	自損事故(注1)	無保険車(注2)との事故	左記以外の事故
Ⓐ人身傷害型	○ (対人賠償保険の保険金)	○ (対物賠償保険の保険金)	○ (人身傷害保険の保険金)		
Ⓑ自損・無保険車傷害型			○ (この特約で定める自損傷害保険金)(注3)		×

備えを考えるポイント

●自賠責保険だけでは補償が不足する可能性があります
原動機付自転車でも大きな事故が起きるので、自動車と同様の備えが必要です。

●友人や知人から臨時で借りた原動機付自転車でも安心です
ご家族が所有する原動機付自転車だけでなく、友人・知人等から臨時で借りた原動機付自転車を運転中等の場合も補償します。

(注1)自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。
(注2)対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
(注3)お支払いする保険金につきましては、『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご参照ください。
※ファミリーバイク特約(Ⓐ人身傷害型/Ⓑ自損・無保険車傷害型)の正式名称はファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約です。

基本補償の詳細（保険金をお支払いしない主な

相手への賠償

対人賠償保険

相手の方にケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

対物賠償保険

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしてしまったときの振替輸送費用等を補償します。

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

●法律上の損害賠償責任を超える損害

以下のような損害は、法律上賠償する必要がないため、補償の対象外となります。

被害物の時価額を超える損害

相手のモノの損害は、購入時からの減価を加味した「時価額」を限度に補償します。そのため、新車に買い替える等、時価額を超える費用については補償の対象外となります。

相手の過失に相当する損害

自身の過失割合を超えた、相手の過失に相当する損害は補償の対象外となります。

●お客さまの管理下にある財物の損害

立体駐車場における自身の駐車スペースのパレット等、他人が所有する財物であっても、自身の管理下にある間に損害を発生させた場合は、補償の対象外となります。

対物超過修理費用特約

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了した場合に限ります。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等により、相手の方にケガをさせてしまった場合や相手の方の車等に損害を与えてしまった場合、または誤って線路へ立入り電車等を運行不能にしてしまった場合で、お客さまに法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

ご契約のお車の使用により、相手の方にケガをさせてしまった場合や相手の方の車等に損害を与えてしまった場合、または誤って線路へ立入り電車等を運行不能にしてしまった場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。

おケガの補償

人身傷害保険

ご契約のお車に搭乗中などの事故でご自身や同乗者の方がケガをされた場合に、治療費に加え、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

●お客さまの症状が安定した後に発生する治療費

症状が安定し、医学上一般に認められた治療を行ってもその効果が期待できなくなった状態（症状固定）以降の治療費については、お客さまが通院を希望される場合でも補償の対象外となります。

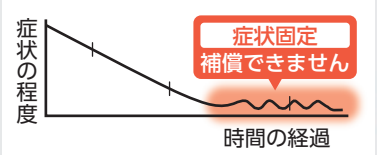

●疾病により発生した事故の損害

事故と因果関係のない脳疾患、疾病または心神喪失によってご本人に発生した傷害については、補償の対象外となります。

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

事故により入院されたり、重い障害が発生した場合に必要な以下の費用を補償します。

●家事や介護、育児またはペット(注)の世話をする方が事故で入院された場合、または入院された方に付き添う場合にかかる費用等をお支払いします。

●事故により重い障害が発生してしまった場合に、リハビリにかかる費用や福祉車両等の購入費用、ご自宅の改造費用等をお支払いします。

(注)世話をしている方の個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

場合等のご説明）

補償・特約の詳細は『<パンフレット別冊>
主な補償・特約のご説明』をご確認ください!

お車の補償

車両保険

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。

車両保険には、「車両価額協定保険特約」が自動セットされます。ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

●自然の消耗による損害

ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、その他自然の消耗は補償の対象外となります。

●タイヤにのみ発生した損害

タイヤに発生した損害は補償の対象外となります。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。

●故障損害

お車の故障に伴う損害は補償の対象外となります。

レンタカー費用特約

事故によりご契約のお車が使用できなくなった場合や、故障またはバッテリー上がり等の走行障害等により走行不能(注1)となった場合に、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用をお支払いします(注2)。なお、保険金日額は5,000円～20,000円の範囲で1,000円単位で設定していただけます。

(注1)走行不能とは、お車が自力で走行できない状態をいい、法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注2)レンタカーを借りる費用は、保険金日額の設定金額に対し、レンタカー使用限度日数を乗算した額を限度にお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

●レンタカー事業の許可を受けていない修理工場代車の費用

「わ」ナンバー以外の、道路運送法に定めるレンタカー事業の許可を受けていない、修理工場が所有する車両の使用により発生する費用については、補償の対象外となります。

車両保険無過失事故特約

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

●相手が自転車の場合の損害

ご契約のお車が衝突・接触した対象が自動車以外の場合は補償の対象外となります。

全損時諸費用特約

ご契約の車両保険でお支払いの対象となる事故によってご契約のお車が全損となった場合に、廃車や買替時の諸費用として車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円をお支払いします。

その他の補償

弁護士費用(自動車事故型)特約

自動車事故で相手へ賠償請求を行う交渉を弁護士に依頼する場合、300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。また、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

他車運転特約

友人や知人などから臨時に借りた、ご契約のお車以外の自動車を運転中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して、当社から保険金をお支払いすることができます。

保険金をお支払いしない主な場合

●運転中以外に発生した損害

駐車中等、運転中以外に発生した損害は、補償の対象外となります。

●常時使用している自動車を運転中の損害

友人や知人の所有する自動車であっても、常時使用している車両に該当する場合には、補償の対象外となります。

●借用した車の時価額を超える損害

車両保険がセットされたご契約の場合、借用した自動車の時価額を超える費用については、補償の対象外となります。

臨時代替自動車特約

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、臨時に借りた車を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して、当社から保険金をお支払いすることができます。

すべての補償項目に共通

保険金をお支払いしない主な場合

●ご契約のお車を競技・曲技のために使用された場合

競技・曲技のためにご契約のお車を使用された場合に発生した事故のほか、サーキット場等の「競技・曲技を目的とする場所」や、会員制プライベートコース等の「全開走行やドリフト走行等、競技・曲技に類する走行を行うことを目的とする場所」で発生した事故も補償の対象外となります。

●地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害

基本補償をセットしない場合の留意点等

基本補償から補償を削減された場合、お客さまの自己負担額が発生し、その費用が高額となる可能性もあります。基本補償を削減される場合のお客さまのリスクをご確認のうえ、ご契約内容をご検討ください。

車両保険をセットしない

⚠以下の自動セット特約もセットされません
●全損時諸費用特約　●車両保険無過失事故特約

お車の修理費や買替費用が自己負担になります

車両の高性能化や車体の構造の進化により修理代が近年高騰しています。車両保険をセットされない場合には自己負担額が高額となる可能性があります。

保険料のご負担を抑える方法　補償の対象とする事故を限定することで保険料のご負担を抑えることができる**車両保険「10補償限定」特約**もご用意しています。

○:お支払いします　×:お支払いしません

補償する事故（主な事故例）	①ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触(注2)	②自転車等の対象乗用具(注3)との衝突・接触	③歩行者・動物(注4)との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騒擾（じょう）、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
基本補償	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○

補償する事故（主な事故例）	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故(注5)	⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触	⑫墜落・転覆	⑬地震・噴火・津波
基本補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	○	×	×	×

(注1)ご契約のお車以外の自動車には、「『登録番号等』および『運転者または所有者』が確認できない自動車ならびにご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。
(注2)自動車によるあて逃げは「①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触」に含みます。
(注3)対象乗用具とは、電車、自転車、原動機を用いないキックボード等をいいます。
(注4)崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。
(注5)塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑬に該当する事故を除きます。

免責金額の見直しもご検討ください。

免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。たとえば、免責金額を0円（自己負担なし）から5万円へ変更する等の見直しを行うと、保険料のご負担を抑えることができます。
※保険金額やセットされる特約等によって、取扱いが異なる場合があります。

免責金額
0円（なし）・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円のいずれかを選択

対人賠償保険・対物賠償保険をセットしない

⚠以下の自動セット特約もセットされません
●対物超過修理費用特約
●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約
●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

相手のモノへの損害、および自賠責保険の限度額を上回る賠償金が自己負担になります

自賠責保険では、「傷害・後遺障害・死亡」による損害ごとに限度額が設定されており、それを上回る賠償金は補償されないため、高額な自己負担金が生じる可能性があります（高額支払事例はP11をご確認ください）。

	相手のおケガ			相手のモノ
	傷害	後遺障害	死亡	
自賠責保険	○ 120万円限度	○ 75～4,000万円限度	○ 3,000万円限度	×
基本補償	○無制限			

人身傷害保険をセットしない(注)

⚠以下の自動セット特約もセットされません
●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

ご自身の治療費や通院費等が自己負担になります

おケガをされた場合にかかる費用は、治療費だけでなく休業損害やリハビリ費用等、多岐にわたります。被害事故であっても、相手が無保険等で即時の賠償が受けられないこともありますので、費用が原因で必要な治療を受けることができなくなる可能性があります。

(注)人身傷害保険は、原則すべてのご契約にセットされます。ただし、対人賠償保険・対物賠償保険・車両保険のいずれかのみセットする場合／対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合には、セットしないことも可能です。

補償内容の説明はP19へ

レンタカー費用特約をセットしない

修理期間中のレンタカー費用が自己負担になります

車両同士の事故によりお車の修理が必要な場合、修理期間中のレンタカー使用平均日数は22日(注)です。通勤でお車を利用される場合等、「レンタカー費用特約をセットしておけばよかった…」と後悔されるお客さまもいらっしゃいます。

(注) 2025年7月末過去1年間の当社データより算出しています。

レンタカーを借りる費用の目安(お客さまご自身で手配された場合)

Aレンタカー会社2025年4月現在料金例(税込)

お車の種類	1日借りた場合の料金(24時間まで)	30日借りた料金
自家用軽四輪乗用車	7,590円	192,610円
自家用小型乗用車	8,910円	216,260円
自家用普通乗用車	10,670円	269,060円

弁護士費用(自動車事故型)特約をセットしない

弁護士に委任する費用が自己負担になります

事故の相手は選べませんので、相手から納得のいく賠償を受けることができない場合があります。相手から不合理な対応をされたため、弁護士に委任して納得のいく解決を目指し法的な措置を取りたい場合でも、弁護士費用が自己負担になると「受領する賠償金」と「弁護士費用」を天秤にかけ、場合によっては不合理な対応に妥協せざるを得ない可能性があります。

「他車運転特約」および「臨時代替自動車特約」は、すべてのご契約に自動セットされます。

ご確認ください

ご契約中の「火災保険」や「傷害保険」を含め **補償の重複を整理すれば保険料の節約ができるかもしれません。**

複数のご契約があるお客さまは、補償が重複していないかご確認ください。ご不明な点等がございましたら、代理店へご相談ください。

次の特約等をセットされる場合、補償内容が同様の保険契約(自動車保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のご契約もまとめてご相談ください。

今回ご契約いただく特約	補償が重複する他の保険契約・特約の例(2台目以降の自動車保険契約の特約の場合を含む)
日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約(注1)	●2台目以降の自動車保険契約の「日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約」 ●火災保険契約、傷害保険契約の「日常生活賠償特約」 ●火災保険契約の「受託物賠償特約」 ●傷害保険契約の「受託物賠償責任補償特約」
自動車事故特約(注2)	●2台目以降の自動車保険契約の「自動車事故特約」
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約(注3) 弁護士費用(自動車事故型)特約(注3)	●2台目以降の自動車保険契約の「弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約」、「弁護士費用(自動車事故型)特約」 ●火災保険契約、傷害保険契約の「弁護士費用特約」
ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	●2台目以降の自動車保険契約の「ファミリーバイク(人身傷害型)特約」、「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」
自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	●2台目以降の自動車保険契約の「自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約」

(注1)「日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約」をセットしたご契約が2台あり、日本国外で発生した事故の場合、「日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約」の保険金額が増額される場合があります。
(注2)「自動車事故特約」をセットしたご契約が2台以上あり、それぞれのご契約の人身傷害保険の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分については保険金額が増額されます。
(注3)「弁護士費用に関する特約」をセットしたご契約が2台以上ある場合など、「弁護士費用に関する特約」の保険金額が増額される場合があります。

お申し込み前にご確認いただきたい主な事項

お客さま情報

ご契約時に以下のお客さま情報が必要となりますのであらかじめご確認ください。

STEP 1 運転免許証の色と有効期限 ゴールド免許をお持ちの場合は保険料を割引！

始期日（保険期間の中途で記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方）を変更される場合は変更日）時点において記名被保険者の有効な運転免許証の色（ゴールド、ブルーまたはグリーン等）と有効期限をご確認ください。

STEP 2 運転される方の範囲（運転者を限定する特約と運転者の年令条件の設定）

お車を運転される方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が変わります。

「運転者限定特約」にて運転者を限定した場合	限定の対象となる方が、「運転者年令条件特約」にて運転者年令条件を設定された場合は運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

次のチャートをご参考にお決めください。

①～⑤について、お車を運転される方をすべてチェック☑したうえで、最も右の☑の方から↓を進んでください。

Q1 どなたが運転されますか？

- ① 本人（記名被保険者） ☑
- ② ①の配偶者 ☑
- ③ ①または②の同居(注)の親族 ☑
- ④ ①～③の個人事業主が経営する事業に従事中の従業員 ☑
- ⑤ ①～④以外の方（①または②の別居の親族や友人・知人等） ☑

Q2 「運転者限定特約」のセットについて、ご確認ください。

- ①本人限定とすることができます
- ①本人・②配偶者限定とすることができます
- ③「運転者限定特約」はセットできません。

Q3 お車を運転される最も若い方の年令にあわせて運転者年令条件を設定してください。

- ❶本人（記名被保険者）の年令にあわせて
- ❶および❷の最も若い方の年令にあわせて
- ①～③の最も若い方の年令にあわせて
- ①～④の最も若い方の年令にあわせて

こちらの4つからお選びください

年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	35才以上補償

運転者限定、運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

⑤に該当する方につきましては、運転者限定特約をセットしない場合、**運転者年令条件にかかわらず補償します。**

（注）同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

STEP 3 お車の使い方（使用目的） ※使用目的は、記名被保険者だけでなく、お車を使用される方の使用実態に基づいて設定してください。

ご契約のお車の使用実態に基づいて、**次のチャートにより使用目的を正しく設定**してください。

Q1 年間を通じて(注1)月15日以上、お仕事に使用しますか？

- はい → 業務使用
- いいえ → **Q2** 年間を通じて(注1)月15日以上、通勤や通学(注2)に使用しますか？
  - はい → 通勤・通学使用
  - いいえ → 日常・レジャー使用

※1 使用目的をチャートに沿って正しく設定した場合、設定した使用目的と異なる目的で使用したときでも補償の対象となります（たとえば、使用目的を「業務使用」と設定したご契約のお車を通勤やレジャー等に使用した場合でも、補償の対象となります）。ただし、設定した使用目的の区分に変更が発生していない場合に限ります。

※2 故意または重大な過失によって、事実と異なる設定をした場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（注1）「年間を通じて」とは、始期日時点（保険期間の中途で使用目的が変更になった場合はその時点）以降1年間をいいます。

（注2）「通勤や通学」には、通勤先、通学先およびこれらへの経由地（ご自宅の最寄り駅等）への送迎を含みません。

STEP 4 事故歴（等級）の確認

1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増されます。なお、これはご契約の始期日時点での確認であり、将来変更となる可能性があります。

詳細はP24へ

STEP 5 各種割引の確認

ご契約いただく**車の台数**や、ご契約いただく車が**「新車」「ECOカー」「ASV（先進安全自動車）」等**であった場合、各種割引が適用されます。

※割引の適用には申告が必要な場合がありますのでお忘れなくご確認をお願いします。

詳細はP25へ

STEP 6 保険料の払込方法

便利なキャッシュレスを含む、ご希望の払込方法をお選びいただけます。

口座振替 | クレジットカード払（登録方式）(注1) | 払込票払(注1) | スマホ決済(注2) | ダイレクト払(注2)(注3)

詳しくは、当社、代理店・扱者へお問合わせください。

（注1）代理店・扱者やご契約内容によってはお選びいただけない場合があります。なお、払込票払は一時払のご契約に限ります。

（注2）一時払または保険料大口分割払特約をセットした直接集金方式のご契約に限ります。

（注3）ダイレクト払とは、代理店・扱者がご提供する『保険料お支払いのご案内』に基づき、保険契約者の方に金融機関またはコンビニエンスストアにて払い込んでいただく方法です。

※保険期間の中途での払込方法の変更はできません。

保険料決定の仕組み「等級別料率制度」と「割引」について

等級別料率制度

「等級別料率制度」とは、ご契約の事故歴に応じて保険料が割引・割増される制度です。

原則として、1年間無事故の場合は等級が1つ上がり、事故があったら等級が下がります。

また、同じ等級でも事故の有無により異なる割増引率が適用されます。1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。

①新たにご契約いただく場合

6等級（S）からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

2台目以降のお車について新たにご契約される場合(注1)で、セカンドカー割引の適用条件をすべて満たすときは、7等級（S）からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。　※セカンドカー割引の適用条件につきましては、『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』をご覧ください。

1台目のご契約	6等級（S）	割増3%	2台目以降のご契約	7等級（S）	割引38%

②継続してご契約いただく場合(注2)

事故がなかった方とあった方で、等級別の割増引率が異なります。

事故がなかった場合

ご契約の保険期間が1年(注3)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増引率(注4)が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日（もしくは解約日）」または「ご契約の満期日（もしくは解約日）の翌日から7日以内」に継続していただくことが条件となります。

事故があった場合

ご契約の保険期間が1年(注3)で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つまたは1つ下がり、事故有係数適用期間が1年～6年となって継続契約に「事故有」の割増引率(注4)が適用されます。(注5)なお、ノーカウント事故は、「無事故」の場合と同様に取り扱います。

	割増				割引														
等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故の場合	+108%	+63%	+38%	+7%	-2%	-13%	-27%	-38%	-44%	-46%	-48%	-50%	-51%	-52%	-53%	-54%	-55%	-56%	-57%	-63%
事故有の場合							-14%	-15%	-18%	-19%	-20%	-22%	-24%	-25%	-28%	-32%	-44%	-46%	-50%	-51%

事故有係数適用期間とは

事故有の割増引率を適用する期間（始期日時点における残り年数）をいいます。上限は「6年」です。

ご契約の保険期間が1年(注3)で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数（事故有係数適用期間）適用され、その後、「無事故」の割増引率（事故有係数適用期間0年）に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。

たとえば　20等級のご契約で、3等級ダウン事故が1件あった場合（1年契約）

等級	20等級	17等級	18等級	19等級	20等級
無事故の割増引率	割引63%	事故			割引63%
事故有の割増引率		割引44%	割引46%	割引50%	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

事故有の割増引率が3年間適用された後、無事故の割増引率に戻ります。

事故区分について

1回の事故に対して複数の保険金が支払われる場合は、支払われる保険金ごとに事故区分を判断し、組合せにより右のとおり取り扱います。
なお、この場合の事故件数は1件とします。

- 「3等級ダウン事故」+「ノーカウント事故」…「3等級ダウン事故」
- 「1等級ダウン事故」+「ノーカウント事故」…「1等級ダウン事故」

事故の種類と継続後のご契約の等級の取扱い

3等級ダウン事故（事故1件につき、－3等級）	・相手の方にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故 ・衝突して相手の方の車を壊してしまい、対物賠償保険金が支払われる事故 ・電柱に衝突して、車両保険金が支払われる事故　等
1等級ダウン事故（事故1件につき、－1等級）	・火災や盗難により車両保険金のみ支払われる事故 ・飛び石等の飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故　等
ノーカウント事故（他の事故がない場合、無事故の場合と同様）	・自分がケガをして、人身傷害保険金のみ支払われる事故 ・車両保険無過失事故特約が適用される被害事故により車両保険金が支払われる場合(注7) ・自動運転中(注8)の事故により保険金が支払われる場合(注9)　等

[ノーカウント事故に該当する主な特約]

- ●レンタカー費用特約
- ●ファミリーバイク（人身傷害型）特約
- ●自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約
- ●弁護士費用（自動車事故型）特約
- ●ロードサービス費用特約
- ●ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約
- ●弁護士費用（自動車・日常生活事故型）特約
- ●日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約

(注1) ご契約の始期日時点で1台目のご契約（他の保険会社または共済とのご契約を含みます）がある場合をいいます。
(注2) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。
(注3) 保険期間が1年を超える長期契約または1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります（保険期間が1年を超える長期契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなることがあります）。
(注4) 一部の補償については、割増引率が適用されません。
(注5) 継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を訂正することがあります。
(注6) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。
(注7) 「車内手荷物等特約」にかかわる保険金があわせて支払われる場合を含みます。
(注8) 自動運転中とは、次のいずれかに該当する間をいいます。一般的には、システムから求められない限りドライバーが運転操作に関与する必要がない状態を指します。
①道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の4の2（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）の規定に基づき、運転者に同法第71条（運転者の遵守事項）第5号の5の規定が適用されていない間　②道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（定義）第1項第17号の2に定める特定自動運行を行っている間。ただし、同法第75条の12（特定自動運行の許可）に定める特定自動運行の許可が必要な場合は、その許可を受けている間に限ります。
(注9) 1等級ダウン事故として扱われる場合を除きます。

割引制度

保険料が安くなるさまざまな割引をご用意しています。

ノンフリート多数割引
最大6%割引

保険契約者が2台以上のお車をご契約され、記名被保険者が次の①～③等に該当する場合、保険料が割引となります。
①保険契約者 ②保険契約者の配偶者 ③「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族
※割引の適用には条件があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

ドラレコ新規割引
2%割引

「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットするご契約のうち、次の①②のいずれかに該当する場合、保険料が割引(注)となります。
①「6等級(S)または7等級(S)」が適用される事故有係数適用期間0年のご契約であること
②前契約が他の保険会社または共済とのご契約であること
(注)保険期間が1年を超える長期契約の場合は、第1保険年度の保険料のみ割引を適用します。
※この割引とコネクト新規割引の適用条件をいずれも満たす場合は、重複して適用することができません。この場合、コネクト新規割引を適用します。

ドラレコ継続割引
特約保険料から30%割引

次の①②をともに満たす場合、4年度目以降のご契約における「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の特約保険料が割引となります。
①「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされたご契約であること
②始期日時点でこの特約の当社の定める継続セット期間が36か月以上となるご契約であること(注)
(注)保険期間が1年を超える長期契約の場合は、始期日応当日時点で適用条件を満たす場合に、その保険年度から適用します。

1DAYマイレージ割引
(24時間自動車保険無事故割引)
最大20%割引

『1DAY保険』〈24時間単位型自動車運転者保険〉の既契約回数と事故の有無に応じて、保険料が割引となります。

クルマを借りたら忘れずに 1DAY保険
『1DAY保険』〈24時間単位型自動車運転者保険〉は、お車をお持ちでない方向けの24時間単位でご契約いただける自動車保険です。詳細につきましては代理店・扱者または当社までお問合わせください。

ご契約回数	6等級(S)	7等級(S)
5～9回	8%	2%
10～19回	15%	4%
20回以上	20%	5%

ゴールド免許割引

始期日(保険期間の中途で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点で有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドの場合(注)、保険料が割引となります。
(注)始期日(保険期間の中途で記名被保険者を変更する場合は変更日)が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合で、更新前後の運転免許証の色のいずれかがゴールドであることが「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」「運転免許証のコピー」等で確認できるときは、運転免許証の色をゴールドとみなして割引を適用します。

新車割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合に保険料が割引となります。

ASV割引
(先進安全自動車割引)
9%割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、型式の発売年月が「ご契約の始期日(注1)の属する年から3年前の4月以降」かつ、所定の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装着されている場合に保険料が9%割引(注2)となります。
(注1)保険期間が1年を超える長期契約の場合は、各保険年度の初日を始期日とみなします。
(注2)人身傷害保険につきましては、「自動車事故特約」をセットした場合は割引率が小さくなります。
〈型式の発売年月について〉(適用例)ご契約の始期日が2026年1月1日から2026年12月31日の場合、型式の発売年月が2023年4月以降のお車が対象となります。

ECOカー割引
(先進環境対策車割引)
3%割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のハイブリッド自動車等かつ当社の定める型式に該当する場合で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内であるときに保険料が3%割引となります。
※この割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は、重複して適用することができません。この場合、福祉車両割引を適用します。

※1 契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引が適用されないことがあります。たとえば、新車割引、ASV割引(先進安全自動車割引)、ECOカー割引(先進環境対策車割引)につきましては、保険期間中にご契約のお車の用途車種を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。
※2 ゴールド免許割引、新車割引の割引率は当社ホームページ(https://www.ms-ins.com/personal/car/gk/structure.html)をご確認ください。

上記のほかに**コネクト新規割引**、**福祉車両割引**等もあります。
割引内容の詳細や適用条件等は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

その他制度

保険料を決定する要素は他にもあります。

❶記名被保険者の年令 記名被保険者年令別料率

運転者年令条件を「21才以上補償」、「26才以上補償」または「35才以上補償」でご契約いただいた場合は、始期日時点の記名被保険者の年令に応じて異なる料率が適用されます。

※1 記名被保険者が34才以下の個人事業主で、実際にお車を運転される方が35才以上の場合等は、取扱いが異なります。

※2 保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日(契約開始日から1年後)時点の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別の料率が適用されます。

❷お車の型式 型式別料率クラス制度

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に適用する制度(注1)です。
毎年1月1日に、「型式別料率クラス」の見直しを行います。

区分	・自家用(普通・小型)乗用車は、1～17までの17段階(注2) ・自家用軽四輪乗用車は、1～7までの7段階(注2)
補償項目	対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両

(注1)ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。
(注2)数値が大きいほど保険料が高くなります。

用語のご説明　このパンフレットにおいて使用されている用語についてご説明します。

	用語	説明
ア行	逸失利益	後遺障害のために労働能力の一部もしくは全部を喪失したことまたは死亡したことにより発生した、将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。
カ行	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方(注)で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。 (注)主に使用される方とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用されている方をいいます。
	原動機付自転車	一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車をいいます。 ※二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のものの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付ける医学的他覚所見(注)のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。
	ご家族	記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚(注)のお子さまをいいます。 (注)これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
サ行	時価額	損害が発生した地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。

	用語	説明
サ行	自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
	自動車	原動機付自転車を含みます。
	重度後遺障害	普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1～2級または<別表1>の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害の場合をいいます。 ※詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、ご契約のお車が盗難(注1)された場合、または修理費が協定保険価額(注2)以上となる場合をいいます。 (注1)ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 (注2)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※『地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約』は、上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
ハ行	配偶者	婚姻の相手の方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
	保険年度	初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれの始期日応当日(注)から1年間をいいます。 (注)長期契約において、2年度目以降の保険責任は各年度の始期日応当日の午前0時から始まります。
ヤ行	用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。

長期契約が始期日応当日を迎えるときのご案内

保険期間が1年を超えるご契約について、「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りしますので、ご契約内容を毎年ご確認いただくことができます。なお、「ご契約者さま専用ページ」をご登録済みの場合は、同ページに配信させていただきます。配信前にスマートフォンあてのメッセージ等によりご案内します。書面によるご案内をご希望の場合は、「ご契約者さま専用ページ」内でご案内方法を変更していただけます。

万一、継続手続きを忘れてしまった場合

「継続手続特約」をセットされている場合、長期のお出かけなどで契約手続きをお忘れになった場合でも補償を継続します。

- □座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における契約手続きをお忘れになった等により補償がなくなることを防ぐために、「継続手続特約」をセットしていただけます。
  ※ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットしていただけない場合があります。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡(注1)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについてお申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の□座振替等も行います。(注2)なお、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、引き続き代理店・扱者よりお客さまにご連絡します。
  (注1)過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。(注2)所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ代理店・扱者または当社にご連絡ください。

ご注意いただきたい事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は原則1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約いただけます。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します)。

〈代理店・扱者について〉

- 代理店・扱者は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

『GK クルマの保険』は、個人のお客さま向けの商品です。以下の3つすべてにあてはまるときにご契約いただけます。(注1)

- 記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)が個人
- ご契約のお車が自家用8車種であり、事業にのみ使用する自動車ではない
- ノンフリート契約(所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(注2)をご契約されている合計台数が9台以下のご契約)

(注1)レンタカー、教習用自動車、事業にのみ使用するお車は除きます。
(注2)自動車共済を除きます。

各種連絡先　事故や故障が発生した場合の連絡先はこちらにご連絡ください！

万一、事故が起こった場合は

事故受付センター　24時間365日

事故は　365日

0120-258-365（無料）

※「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページ（https://www.ms-ins.com）から、インターネットを利用して事故のご連絡をしていただけます。

故障などのトラブルで困った場合は

専用ダイヤル **おクルマQQ隊**　24時間365日

おクルマ　QQ隊

0120-096-991（無料）

※LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで、簡単にロードサービスをご依頼いただけます。

LINEの友だち追加はこちら

各種ご確認方法　「ご契約者さま専用ページ」に初回ログインしていただくことで、各種機能がご利用いただけます！

24時間365日

『ご契約者さま専用ページ』

Web上で手軽に**契約内容の確認・変更、事故連絡・事故対応状況の確認**ができます！
また、**メール・LINEでお役立ち情報をお受け取り**いただけます！

スマートフォンからのご利用がおすすめ

ご利用方法　面倒なご登録手順は不要！ご契約手続き時に自動でユーザーIDが作成されます(注)（初回ログイン時のみ、ご本人確認等が必要です）

LINEからログインする場合

①「三井住友海上」を友だち追加（右の二次元コードから）
②メッセージのURLにアクセスしてログイン

「スマ保」アプリからログインする場合

①「スマ保」（三井住友海上がご提供するスマートフォン用アプリ）を ダウンロード（右の二次元コードから）
②「スマ保」トップ画面から「ご契約者さま専用ページ」を登録

（注）当社の保険をご契約いただく個人のお客さま向けに、ご契約時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDを自動で発行し、SMSでご案内します。
※一部のご契約は、お手続き時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDが自動で登録されません。その場合、当社公式サイトから、「ご契約者さま専用ページ」へご登録いただくことでご利用いただけます。

その他サポート　外国語を話す方、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心してご契約いただけます！

外国語を話すお客さまと担当者の会話を通訳します

三者間通話（同時通訳）サービス

お客さま・当社担当者・通訳オペレータの三者が電話回線を同時接続し会話することで、スムーズな事故対応が可能となります。

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等
17か国語に対応

テレビ電話にてオペレータが手話で通訳を行います

手話通訳サービス

テレビ電話でお客さまとオペレータが手話や筆談でやり取りし、オペレータがそれを当社担当者へ音声通訳します。これにより、リアルタイムなコミュニケーションが可能となり、スムーズな事故対応に役立ちます。

手話通訳サービスにアクセス

保険でできるエコ、はじめよう　eco保険証券とWeb約款をおすすめします！

・「eco保険証券」「Web約款」をご選択いただいた場合、書面の保険証券や「変更手続き完了のお知らせ（変更確認書）」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は発行しません。契約手続き後にお送りするSMS、または当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にアクセスしていただき、内容をご確認ください。
・新たに「eco保険証券」や「Web約款」をご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

MS&AD グリーンアースプロジェクト

ちきゅうにやさしい　エコマーク認定自動車保険

お客さまとともに地球環境保護に取り組んでいます。

「eco保険証券・Web約款の推進」による紙の使用量の削減、「リサイクル部品活用」による自動車修理など

エコマーク認定番号 第10147005号

保険に関する相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

https://www.ms-ins.com/contact/cc/

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てをご依頼いただけます。

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター

0570-022-808　〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕

【受付時間】 平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

●このパンフレットは、『GK クルマの保険』〈家庭用自動車総合保険〉の概要をご説明したものです。『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』もあわせてご確認ください。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
●このパンフレットでは、保険料の決定の仕組み等をご説明しています。保険料はお客さまの等級や年令、お車の情報等によって変わりますので、実際の保険料のご案内をご希望の場合は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
●「LINE」はLINEヤフー（株）の登録商標です。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

● ご相談・お申込先

本店　〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 こちらからアクセスできます▶
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

〈お客さまデスク〉 0120-632-277（無料）

A1913　800,000　2025.09　A3D12　（新）　A　（62）　62